

介護老人福祉施設利用契約書

様（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人長瀬福祉会（以下、「事業者」といいます。）は、利用者が、事業者の設置経営する指定介護老人福祉施設（以下、「ホーム」といいます。）に入所して、その居室及び共用施設等を利用して生活するとともに、次のとおりの介護老人福祉施設利用契約（以下、「この契約」といいます。）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護老人福祉施設サービス及びこれに付随するサービス（以下、「サービス」といいます。）を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。
- 2 利用者が前項の有効期間満了日から引き続いて要介護者（要介護1から要介護5）と認定された場合（以下、「更新認定」といいます。）、契約期間満了日は、その更新認定による有効期間満了日とします。ただし、現在の介護保険制度では要介護3以上の方しか特別養護老人ホームには入所できません。そのため介護認定調査の結果、要介護が2以下の判定が出た場合には、退所の対象となる場合があります。

第3条（施設サービス計画）

事業者は、介護支援専門員等に利用者の「施設サービス計画」（以下、「ケアプラン」といいます。）の作成を次の各号により行わせます。

- ① 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、病歴を始め、解決すべき課題等を把握したうえ、利用者及び利用者家族の希望を考慮して、介護にあたる職員等と協議してケアプランの案を策定します。
- ② 介護支援専門員は、前号のケアプランの案を利用者及び利用者の家族にその内容及び効果について、他の選択肢を含めて説明し、その同意又は選択を得たうえ決定します。
- ③ ケアプランは利用者又はホームから変更を申し出ることができます。この場合も前2号と同様の方法により変更の決定をします。
- ④ ケアプランの作成費用は無料です。

第4条（サービスの内容）

- 1 事業者は、ケアプランに沿って、利用者に対し、居室、食事、介護、その他介護保険法令に定める必要な援助及びこれに付随する必要な援助を提供します。また、ケアプランが作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切な援助を提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【介護老人福祉施設重要事項説明書の3】のとおりです。事業者は、【介護老人福祉施設重要事項説明書の3】のとおりの内容について、利用者及び利用者の家族に説明し、それらについての希望を伺い同意を求めます。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護

するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

第5条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の更新申請を利用者に代わって行います。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービス提供記録を作成し、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、ホームにおいて利用者自身に関する前項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、利用者自身に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を利用者に請求します。

第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【介護老人福祉施設重要事項説明書の4】のとおり利用単位ごとの単価をもとに計算された合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに【介護老人福祉施設重要事項説明書の5】のとおり支払います。
- 4 事業者は利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行いたします。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間において文書で通知することにより、7日を超える最初の日にこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、次の各号に掲げる事由に該当した場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、1ヶ月を超える最初の日にこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
尚、期間の計算については民法143条第2項に準ずる
 - ③ 利用者及び利用者の家族が、事業者やサービス事業者又は他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - ④ やむを得ない事由により施設を閉鎖又は縮小する場合
 - ⑤ 要介護認定において、自立若しくは要支援1又は要支援2と認定された場合
 - ⑥ 要介護認定において、要介護1又は要介護2と認定され、かつ特例入所の要件に該当しない場合
 - ⑦ 要介護1又は要介護2であって特例入所の要件に該当しなくなった場合
 - ⑧ 要介護状態等の改善が認められ、かつ次の要件を満たす場合
 - ア 入所者及び家族等が退所を希望している場合
 - イ 家庭等における介護環境及び地域における居宅サービスの提供体制等が十分整っていると認められる場合
 - ⑨ 感染力の強い感染症に罹患するなど、医学的管理の必要性が増大し施設での介護

や集団生活が困難と認められる場合

※⑥及び⑦は平成27年3月31日までに入所した入所者には適用しません

- 3 前項の場合において、利用者がやむを得ない事由により所定の期間を超えて事業者の施設を利用することとなるときは、事業者は利用者に対し、その利用に要する実費を請求します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は当該各号に定める日に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日
 - ② 利用者が死亡した場合・・・・・・・・・・死亡日の翌日

第9条（退所時の援助）

事業者は、この契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及び利用者の家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、個人情報保護法を遵守し、サービス提供をする上で知り得た利用者及び利用者の家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者及び利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。
ただし、サービス担当者会議等の情報提供については、【重要事項説明書の13】のとおりとする。

第11条（賠償責任）

- 1 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するに当たって、事業者もしくはホームのサービス従事者の故意又は過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。
ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくはホームのサービス従業者の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額又は免除をすることができるものとします。
- 2 利用者は、ホームにおいて、故意や過失、もしくはこの契約上の利用者の注意義務に違反して、ホームのサービス従業者又は他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項の但し書きを準用します。
- 3 事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意を持って速やかに対応し、履行するものとします。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡するとともに、あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡する等必要な処置を行います。

第13条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を【介護老人福祉施設重要事項説明書の12】のとおり設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第14条（身元引受人）

身元引受人は次の各号の責任を負います。

- 1 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 2 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留品金品の引受その他の必要な措置をとること。
- 3 利用料等の支払いが遅滞した場合連帯して支払うこと。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第17条（契約者禁止行為）

利用者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 1 決められた場所以外での喫煙
- 2 サービス従事者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 3 その他決められた以外の物の持ち込み

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が書名押印の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

施設入所日

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<住 所>埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷428番地

<事業者名>介護保険指定番号 埼玉県1174800332号

社会福祉法人 長瀬福祉会

<代表者名>板谷 定美

印

利用者

<住 所>

<氏 名>

印

身元引受人

<住 所>

<氏 名>

印

身元引受人

<住 所>

<氏 名>

印

上記代理人（代理人を選定した場合）

<住 所>

<氏 名>

印

介護老人福祉施設重要事項説明書

[令和6年 8月 1日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人長瀬福祉会
代表者役職・氏名	理事長 板谷 定美
本社所在地・電話番号	0494-69-2055
法人設立年月日	平成10年10月26日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	特別養護老人ホーム ながとろ苑
事業所番号	特別養護老人ホーム (指定事業所番号1174800332)
所在地	〒369-1302 埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷428
電話番号	0494-69-2055
FAX番号	0494-66-0188
営業日及び営業日時間	営業時間 年中無休 受付時間 8時30分～17時30分（土・日・祝日関係無く）
利用定員	87名

(2) 当施設の設備の概要

定 員			8 7 名	医務室	1 室
居 室	従 来 型	4 人部屋	1 8 床	看護師室	1 室
		2 人部屋	6 床	食堂	1 室
		個 室	3 床	機能回復訓練室	1 室
		浴 室		一般浴槽と特別浴槽 があります。	相談室
談話コーナー	3 室				

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	必要人数
管理者	従業者と業務の管理を行います。 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1人以上
生活相談員	生活相談、入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助を行います。	1.0以上
介護支援専門員	ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。	1.0以上
看護職員	利用者の健康状態の確認を行います。 利用者の病状が急変した場合に利用者の主治の医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	3.0以上

介護職員	必要な日常生活の世話及び介護を行います。	30.0以上
機能訓練 指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行います。	1人以上
管理栄養士	栄養食事相談等の栄養管理を行います。	1.0以上

3 サービス内容

(1) 内容

- ・ 食事の提供・・・・・・・・・・ 食事時間等は、次のとおりです。
朝食 7：30～ 8：30
昼食 11：30～ 12：30
夕食 17：30～ 18：30
以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。
原則、2階の食堂にてお取りいただきます。
- ・ 居室・・・・・・・・・・ 定員1名から4名の居室が用意されていますが、利用者の状況により決めさせていただきます。入所後においても利用者の状況やご希望等により変更することがあります。
- ・ 入浴（一般浴・機械浴）・・・・ 週に最低2回入浴していただきます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴又は清拭・シャワー浴などに変更する場合や中止とさせていただきます場合があります。
12／31～1／3は入浴中止になります。
- ・ 日常生活の世話・・・・・・・・ ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。着替え、排泄、食事介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内移動の付添等。
- ・ 個別機能訓練・・・・・・・・ 訓練室等において機能回復訓練を行います。
- ・ 生活相談・・・・・・・・ 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ・ 栄養改善・・・・・・・・ 利用者に対し栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを実施します。
- ・ 口腔機能向上・・・・・・・・ 口腔機能の低下している又はそのおそれがある利用者に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、口腔機能向上サービスを実施
- ・ 健康管理・・・・・・・・ 当施設では、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック・投薬等医療的管理を行います。また、医務室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。
- ・ 緊急時の対応・・・・・・・・ ご利用者の容体に変化があった等緊急の場合には、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、利用者の家族に速やかに連絡いたします。
- ・ 安全管理・・・・・・・・ 防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮します。
- ・ 行政手続代行・・・・・・・・ 行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。行政手続きの代行は、料金が別途かかります。これに伴い、行事参加費も別途料金がかかります。
代行費用500円／1回

- ・所持品等の保管・・・・・・・・・・ 特別な事情がある所持品等については、お預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。
- ・レクリエーション・・・・・・・・・・ 当施設では、クラブ活動や種々の行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、職員にお尋ねください。
- ・通院・外出サービス・・・・・・・・・・ 緊急的もしくは施設及び嘱託医が必要と判断した場合の受診に関しては当苑職員が対応致します。契約者及び家族の希望する受診に関しては対応出来ません。他院へ受診や外出する際は必ず、契約者様に家族もしくはそれに代わる方の付き添いをお願いします。以上の点に従えない場合、万が一、外出先で事故・トラブル等に関して一切責任を負いかねます。
- ・理美容サービス・・・・・・・・・・ 当施設では、理美容サービスを実施しております。料金が別途かかります。
理美容サービス 2,500円／1回
- ・看取りについて・・・・・・・・・・ 当施設では「看取り」を実施しております。料金は別途かかります。（10ページ参照）また、エンゼルケアに必要な費用に関しては別途実費がかかります。
（浴衣、化粧、清拭に係る費用）
- ・その他のサービス・・・・・・・・・・ 介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

（２）介護保険限度額認定について

原則、身元引受人様に各市町村窓口へ申請していただきます。

申請の際、本人名義の預貯金、有価証券等に関する書類が必要なため。

４ 利用料、その他の費用の額

（１）特別養護老人ホームの利用料

ア 基本利用料

基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、ご利用者の介護保険の負担割合に応じてご負担いただきます。

【介護福祉施設サービス費（Ⅱ）】

（１日につき）

１日につき	介護度	サービス利用 料金	自己負担 （１割）	自己負担 （２割）	自己負担 （３割）
介護福祉施設 サービス費（Ⅱ）	要介護１	5,890円	589円	1,178円	1,767円
	要介護２	6,590円	659円	1,318円	1,977円
	要介護３	7,320円	732円	1,464円	2,196円
	要介護４	8,020円	802円	1,604円	2,406円
	要介護５	8,710円	871円	1,742円	2,613円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。（負担割合によります）

加算の種類	要 件	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)
日常生活継続支援加算 ※1	i : 入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上であること ii : 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること iii : たん吸引が必要な利用者の占める割合が15%以上であること ① i と ii と iii のどれか一つに当てはまり、介護福祉士を有する職員が所定数以上いること	36円/日	72円/日	108円/日
看護体制加算(Ⅰ)	正看護師を1名以上配置していること	4円/日	8円/日	12円/日
看護体制加算(Ⅱ)	24時間連絡できる体制をとり、入所者の数が25又はその端数を増す毎に1以上看護職員を配置していること	8円/日	16円/日	24円/日
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること	16円/日	32円/日	48円/日
初期加算	利用者が新規入所された場合及び1か月以上入院されて退院した場合に30日間加算します	30円/日	60円/日	90円/日
入院・外泊時加算	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、また居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として加算します	246円/日	492円/日	738円/日
経口維持加算(Ⅰ)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合	400円/月	800円/月	1,200円/日
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	100円/月	200円/月	300円/月

加算の種類	要 件		負担（１割）	負担（２割）	負担（３割）
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合		６円／回	１２円／回	１８円／回
看取り加算（Ⅰ）	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	死亡日以前 ３１日～ ４５日	７２円／日	１４４円／日	２１６円／日
		死亡日以前 ４日～３０ 日	１４４円／日	２８８円／日	４３２円／日
		死亡日前日 ～ 前	６８０円／日	１,３６０円／日	２,０４０円／日
		死亡日	１,２８０円／日	２,５６０円／日	３,８４０円／日
配置医師緊急時対応加算	i：入所者に対する緊急時の情報共有の方法が、配置医師と施設の間で具体的に取り決められていること ii：配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて２４時間対応できる体制を確保していること iii：看護体制加算（Ⅱ）を算定していること		早朝・夜間 ６５０円／回 深夜 １,３００円／回	早朝・夜間 １,３００円／回 深夜 ２,６００円／回	早朝・夜間 １,９５０円／回 深夜 ３,９００円／回
生活機能向上連携加算	i：医療提供施設の理学療法士等が施設を訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別記の訓練計画を作成すること ii：当該計画に基づき、訓練を実施すること		２００円／月	４００円／月	６００円／月
排せつ支援加算	排せつにかかる要介護状態を軽減できると医師、または医師と連携した看護師が判断した場合であって、ガイドラインを参考として分析、支援計画を作成すること		１００円／月	２００円／月	３００円／月

加算の種類	要 件	負担(1割)	負担(2割)	負担(3割)
褥瘡マネジメント加算	i : 入所者ごとの褥瘡発生リスクについて、モニタリング指標を用いて3月に1回評価を行うこと ii : i の評価を基に褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施すること	10円/月	20円/月	30円/月
低栄養リスク改善加算	i : 栄養マネジメント加算を算定している施設であること ii : 低栄養リスクが「高」の利用者であること iii : 月に1回以上、多職種が共同して会議を行い、栄養ケア計画を作成すること また、当該計画について家族の同意を得ること iv : ケア計画に基づき、管理栄養士等は食事の観察を週5回以上行い、栄養調整を行うこと	300円/月	600円/月	900円/月
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の賃金の改善等を実施し、加算の要件と定量的要件を満たす場合	1月の基本利用料の14%	1月の基本利用料の14%	1月の基本利用料の14%
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養等)であって、施設と医療機関の管理栄養士が相談の上、栄養ケア計画を作成、且つ再入所となった場合	200円/日	400円/日	600円/日

(2) その他の費用等

負担限度額			所得区分
市 町 村 民 税	世 帯 課 税 者	第 1 段階	生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者
		第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額＋合計所得金額が 8 0 万円以下
		第 3 段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額＋合計所得金額が 8 0 万円超 1 2 0 万以下
		第 3 段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額＋合計所得金額が 1 2 0 万円超
第 4 段階（非該当）			本人が市町村民税非課税で世帯員に市町村民税課税者がいる方 本人が市町村民税課税の方 配偶者が市町村民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む）

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費			合計	
	居室環境	基準費用額の上限	負担限度額	補足給付額の上限	基準費用額の上限	負担限度額	補足給付額の上限	利用者負担額	補足給付額の上限
第1段階	多床室	915円	0円	915円	1,445円	300円	1,145円	300円	2,060円
第2段階		915円	430円	485円	1,445円	390円	1,055円	820円	1,600円
第3段階①		915円	430円	485円	1,445円	650円	795円	1,080円	1,340円
第3段階②		915円	430円	485円	1,445円	1,360円	85円	1,790円	630円
第4段階		915円	915円	0円	1,450円	1,450円	0円	2,365円	0円

電気料金・・・・・・・・・・電化製品を持ち込む場合（電化製品1台ごと）
 月額1,500円（但し、1ヶ月未満の場合は日割り）
 預り金出納管理費・・・・・・事務室金庫で現金・通帳などを管理した場合
 月額1,500円（但し、1ヶ月未満の場合は日割り）
 家族会費・・・・・・・・・・月に500円（誕生会、納涼祭、イベント、慶弔費など）
 日常生活費・・・・・・・・・・利用者の希望により提供する日常生活上必要な費用として、
 実費をご負担していただきます。

ティッシュペーパー	1箱	110円
歯ブラシ	1本	200円
歯磨き粉	1本	255円
吸い飲み	1個	750円
乾電池（単1）	1本	195円
乾電池（単2）	1本	145円
乾電池（単3）	1本	103円
乾電池（単4）	1本	86円
ひげそり	1本	50円
マジックカップ	1個	651円
入れ歯ケース	1個	36円
デントスワブ	1箱	1650円
ディスポシート	1枚	231円
入れ歯用ブラシ	1本	110円
舌ブラシ	1本	230円
口腔ジェル	1本	505円

※ 仕入れ状況により、価格が変動する場合がございます

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

（1）請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月20日までに利用者あてにお届けします。

（2）支払い方法等

- ① 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い …ながとろ苑事務室までお支払ください。

- ・振込み …指定する口座までお支払いください。
 - ・口座振替 …取扱い金融機関の口座より振替します。
- 取扱い金融機関【埼玉りそな銀行（全支店）・農協（皆野支店）・郵便局（全国）】

② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）

6 料金の変更等

◎介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明をします。

7 入退所の手続き

（１）入所手続

入所と同時に契約を結び、契約日よりサービスの提供を開始します。

住所変更や保険証等、契約者に関わる提出物は契約者及び身元引受人が必ず行って下さい。住所変更後は、契約者様宛の郵便物が当苑に届きます。毎月２０日過ぎの請求と一緒に同封致します。急ぎの郵便物がある場合は直接、当苑へ取りに来るようお願いします。

（２）退所手続

1、①利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の７日前までにお申し出ください

②利用者が他の介護保険施設に入所した場合

③利用者がお亡くなりになった場合

④その他

◎利用者が、サービス利用料金の支払いを３０日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１５日以内に支払われない場合、又は利用者及び利用者の家族が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただくことになります。この場合、契約終了３０日前までに文書で通知いたします。

◎利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに３か月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後３か月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただくことになります。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。

◎やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了３０日前までに文書で通知いたします。

◎上記①②及び④に該当する退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなるときは、その理由に要する実費を請求します。

◎感染力の強い感染症に罹患するなど、医学的管理の必要性が増大し施設での介護や集団生活が困難と認められる場合

◎ご契約者及び身元引受人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す、当苑の規約や方針に従えない等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で契約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

＊サービス利用にあたっての禁止行為

1. 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、
カスタマーハラスメントなどの行為
3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などを
インターネットなどに掲載すること

2、ご契約者からの申し出により退去する場合の事項

- ① 利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約書に定める施設
サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・
信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事
情が認められる場合
- ⑥ 他の入所者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは
傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 介護認定調査の結果、要介護度が2以下となった場合

現在の介護保険制度では特列入所の事由に該当する方を除き、要介護3以上の
方しか特別養護老人ホームには入所できません。そのため介護認定調査の結果、
要介護が2以下の判定が出た場合には、退所の対象となる場合があります

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、ご利用者の容体に変化があった等緊急の場合には、医師に連絡する
等必要な措置を講ずるほか、利用者の家族に速やかに連絡いたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	— —
緊急連絡先① (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	— —
緊急連絡先② (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	— —

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するととも
に、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償
いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 保険名：介護保険 社会福祉事業者総合保険

10 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火責任者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者：吉川 敬哉

- (2) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

11 施設利用にあたっての留意事項

◎ 生活上の決まり

○ 起床・消灯時間

起床時間は、午前7時、消灯時間は午後9時とします。

TVやラジオ等の使用は午前7時から午後8時までとさせていただきます。

○ 外出・外泊（基本、12月～2月までは外出・外泊は禁止です）

外出・外泊を希望する場合は、事前にご連絡ください。

出発及び帰苑の際は、必ず介護職員又は看護職員にその旨を伝えてください。

帰苑は、原則として午後4時までとします。帰苑後、介護職員・看護職員は外出・外泊時の状況について確認します。

帰苑時間の変更をする場合は、出来る限り早く苑にご連絡ください。

※また、地域の感染状況によって外出・外泊を禁止する場合がありますので、ご了承下さい。現在は必要以外の外出・外泊の許可は行っておりません。

○ 面会

面会は午前9時から午後8時までとします。（12月～2月は基本、面会禁止です）

（現在は終日13:30～14:00までの3組限定で直接面会出来るのは3名様までとなります。それ以上の人数の場合は窓越し及び外での面会となります。

当面の間はこの体制となりますので、宜しくお願い致します。）

面会者は、面会簿に記入し、体温測定を行ってから面会してください。

体温が高い場合は面会をお断りする場合があります。

※また、地域の感染状況によって面会を禁止する場合や面会方法を変更する場合がありますので、ご了承下さい。施設の感染対策にご協力をお願い致します。

○ 差し入れ

生鮮食料品、果物、酒類の持込みは禁止となります。

食品の持込みは、事故につながる危険があることから、原則禁止ですが、面会時に家族の見守りでの提供のみでお願い致します。

ご理解の程、宜しくお願い致します。

○ 電話の取次ぎ

電話の取次ぎ時間は、午前9時から午後5:30分までとします。

ただし、介助中、入浴中、静養中などの場合は、取次ぎ出来ない場合も

ありますので、なるべく午前11時頃もしくは夕方5時頃をお願いします。

○ 携帯電話

基本、携帯電話の持ち込みは禁止させていただきます。何らかの事情で携帯電話を持ち込んだ場合、破損、紛失等に関して当苑では一切の責任を負いかねます。また、使用する場合はご自身の居室スペースのみとさせていただきます。携帯電話の使用、契約、更新に関わる事項に関しては全て契約者、身元引受人が行って下さい。当苑での携帯電話の使用ルールに反した場合、携帯電話を家族へ返却させていただきます。また盗撮、誹謗中傷等、当苑や入所者様に被害をもたらす行為があった場合は退所手続き同様の対応を行う場合がありますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

○ 洗濯

業者に委託しております。日常生活に関しては苑内にて介護職員が行います。

◎ 個人負担費用及び持ち物について

○ 個人負担となるもの

衣類 （苑内販売の下着類を購入された場合）

クリーニング代 （委託契約を結んでいる洗濯業者で洗濯できない特殊な衣類）

身の回り品として日常生活に必要なもの

看護処置上必要となった用品

私物の車椅子の修理など

日常生活上の嗜好品

委託医による診察料及び薬代、注射・点滴代など。また、協力病院等へ

インフルエンザ等の予防接種に関わる費用

外来受診した場合の診察料など

入院した場合の入院費・医療費 （保険負担以外のもの）

その他日常生活上個人負担が適当と認められるもの

以上は実費にて提供させていただきます。

故意又は重大な過失による備品破損の修理費

○ 持ち物

持ち物については、名前を記入してください。

冷蔵庫などの持込みは禁止します。この他にも持込みをお断りする場合がありますので、事前に職員に相談してください。

○ 金銭管理

入所者本人又は身元引受人の依頼により、ながとろ苑で管理いたしますが、預り金は最小限としてください。その場合、依頼人の要請があれば、速やかに管理状況を報告します。

依頼を受けた場合、入所者個人現金出納簿を作成し、買い物をしたときはその内容を記載します。また、利用者の家族から入所者に小遣いを渡すときは、職員に渡してもらい、入所者個人現金出納簿に記載してから本人に渡すこととします。（別途預り金管理費がかかります。）

◎ 居室について

居室替えを行うことがあります。

居室内での火気の使用は厳禁とします。

居室は、カーテン内が自分のスペースです。お互いにプライバシーに配慮して使用してください。

◎ 備品等について

備品を故意又は重大な過失により破損した場合は、弁償を求めることがあります。

1.2 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、生活相談員か下記窓口までお申し出ください。

(2) 苦情相談窓口

苦情受付担当者	担当者 熊木智章		
電 話 番 号	0494-69-2055		
受 付 時 間	午前9時から午後4時まで		
苦情解決責任者	板谷定美・高橋克幸		
第 三 者 委 員	中川 昇	岩田 洋	66-3198
電 話 番 号	0494-66-0228		

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

長瀬町 健康福祉課	0494-66-3111
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

(3) 福祉施設サービスの第3者評価

第3者評価は実施していません。

1.3 サービス担当国会議等の情報提供の包括的同意

秘密の保持については、利用者のサービス向上のため、サービス担当国会議等において利用者及び利用者の家族に配慮しつつ、必要最低限の個人情報の提供を用いることがあります。

1.4 個人番号（マイナンバー）の取扱いについて

- ◎ ながとろ苑は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守して特定個人情報の適正な取扱いをします。
- ◎ 利用者の介護保険関係の申請書及び関係書類に対し、ながとろ苑が代理申請等できる書類に関しては個人番号（マイナンバー）を代理記入します。契約の際に委任状に署名、捺印をいただきます。
- ◎ 入所に際して個人番号通知カードまたは個人番号カードの写しをいただきます。また、退所の際には写しを適正に処分、廃棄いたします。

1.5 委託契約業者

◎ 嘱託医

清水病院 白川 妙子

秩父郡皆野町皆野1390-2

◎ 協力病院

医療法人徳洲会 皆野病院

皆野町皆野2031-1

落合歯科診療所 落合 芳郎

秩父郡長瀬町本野上1083

- ◎ 給食業務
(株) レオック
- ◎ 洗濯業務
(株) のぼりや
- ◎ 清掃業者
(株) オールクリーン

令和 年 月 日

事業者
所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷428番地
法人名 社会福祉法人 長瀬福祉会
管理者名 施設長 高橋 克幸 印

私は、契約書及び本書面により、上記事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、同意します。

承 諾 書

埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷428

社会福祉法人 長瀬福祉会

施設長 高 橋 克 幸 様

私こと、下記の内容について承諾いたします。

記

- 1 特別養護老人ホームながとろ苑の行事、その他催し物等が行われた際に撮影された写真について、長瀬福祉会の広報誌、及び長瀬福祉会のホームページに写真を掲載すること。

令和 年 月 日

ご利用者氏名 _____

承諾者住所 _____

承諾者氏名 _____ 印